

センターだより滋賀

滋賀県立精神保健福祉センター Tel 077-567-5010
Fax 077-566-5370
〒525-0072 滋賀県草津市笠山八丁目4番25号
<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/seishinhoken/>

平成30年10月

第23号

目次

- アルコール関連問題啓発週間です・・・・・・・・・・1
- 措置入院の運用ガイドラインについて・・・・・・・・・・3
- ひきこもり家族学習会について・・・・・・・・・・4



11月10日～16日は、アルコール関連問題啓発週間です



今年もアルコール健康障害対策基本法にもとづく、アルコール関連問題啓発週間が始まります。

アルコール健康障害は、本人の健康の問題だけではなく、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことから、アルコール健康障害の発生、進行および再発の防止を図るとともに、アルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図る必要があります。こうしたことから、平成26年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行され、平成28年5月には国においてアルコール健康障害対策推進基本計画が策定されました。滋賀県においても「滋賀県アルコール健康障害対策推進計画」を策定、平成30年4月より施行し、基本理念に「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～正しく知り、切れ目なくつながり、健やかに暮らせる社会の実現を目指す～」を掲げ、県立精神医療センターが治療拠点機関として、当精神保健福祉センターおよび県内各保健所が相談拠点機関として関係団体等との連携のもと取り組みを進めているところです。

【基本的施策の方向性】

- 正しい知識の普及および不適切な飲酒を防止する社会づくり
- 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- 医療における質の向上と連携の促進
- アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

○アクション関連問題従事者研修会

- 日時：【南部】平成30年10月18日（木）
【北部】平成30年11月22日（木）13:30～16:30
- 場所：【南部】大津合同庁舎7-D会議室（大津市松本1丁目2-1）
【北部】彦根燦パレス会議室（彦根市小泉町648-3）

- 内容：滋賀県アルコール健康障害対策推進計画の説明
講演「アルコール問題を抱える人への支援について」
講師：特定非営利活動法人 いちごの会 リカバリハウスいちご 佐古 恵理子 先生
当事者体験談

- 対象者：行政・医療・司法・福祉・保健・教育機関に所属する支援者
申し込み：電話またはFAXによる事前申し込み

◇◆他にも当センターでは下記の取組みを実施しています◆◇

○相談支援

精神保健福祉相談において随時アルコール依存や薬物依存、ギャンブル依存などのアディクションに関するご本人やご家族からの相談に対応しています。

電話による相談 / 面接による相談（予約制）

○アディクションセミナー

アルコール依存や薬物依存、ギャンブル依存に悩む当事者とその家族、支援者を対象に、依存症に対する知識を学ぶセミナーを開催しています。

開催日：奇数月（5月～）の第1火曜日（平成30年1月は第5火曜日）

開催時間：14：00～16：30

開催場所：草津市立まちづくりセンター 309号室
（滋賀県草津市西大路町9番6号）

内 容：アディクション関連問題の講義

対 象 者：依存症当事者およびその家族、支援者

申し込み：電話またはFAXによる事前申し込み



○アディクション家族交流会

アルコール依存や薬物依存、ギャンブル依存に悩む家族の方に、依存症に対する知識を学び、同じ悩みを持つ家族との交流を持つ場として家族交流会を開催しています。

開催日：偶数月（6月～）の第3月曜日

開催時間：10：00～12：00 行為依存（主にギャンブル依存）

14：00～16：00 物質依存（主にアルコール・薬物依存）

開催場所：アクティ近江八幡 研修室
（近江八幡市鷹飼町南四丁目4番5号）

内 容：グループディスカッション

対 象 者：依存症当事者の家族

申し込み：不要。（ただし、初回参加に限り、事前面接または関係機関からの紹介が必要。）

☆まずは、ご相談ください。（TEL 077-567-5010）



- 「措置入院の運用に関するガイドライン」
- 「地方公共団体による精神障害者の退院後支援ガイドライン」 が示されました。

平成 30 年 3 月 27 日、厚生労働省より上記ガイドラインが発出されました。また、4 月 26 日・27 日には、ガイドライン作成の背景・目的・骨子・運用等について理解を深めるために、都道府県等の担当者・警察関係者等を対象とした研修会が開催されました。

これを受けて本県では、精神科救急医療システム調整会議（ブロック会議）において、精神科医療機関・警察署・消防署等関係機関のみなさんに「措置入院の運用に関するガイドライン」の概要ならびに本県の運用状況を説明しました。また、7 月 12 日には精神科病床を有する病院・保健所の担当者に集まっていただき、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援ガイドライン」に関する説明会・情報交換会を開催しました。

平成 21 年 4 月に精神科救急情報センターが設置されて以降、精神保健福祉法に基づく申請・通報件数は全国と同様に倍増しており、措置入院を繰り返す方も多数おられます。本県では、こうした課題をふまえ、措置入院者の入院早期から精神科病院と地域の支援機関との情報共有・連携を強化し、退院後の地域での生活に必要なサービス等を調整することにより再入院を予防することを目的として、平成 26 年度から措置入院者フォローアップモデル事業に取り組んできました。

「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」では、地域生活を送るうえで多くのニーズや課題を抱える措置入院をした精神障害者等の円滑な社会復帰、退院後の地域生活を支援するため、多職種・多機関が連携し、本人の希望や価値観を重視した支援体制を整備することが退院後支援の理念として示されています。

本県が先駆けて取り組んできた措置入院者のフォローアップの取り組みと上記ガイドラインとの整合性を図る必要があること、今後、予定される精神保健福祉法の改正を見据えた精神障害者の退院後支援のしくみの整備が求められていることから、精神科病院・保健所等関係機関の参画を得て精神障害者の退院後支援のあり方を検討し、年度内には「精神障害者の退院後支援に関するマニュアル（滋賀県版）」を作成したいと考えています。

■ 「地方公共団体による精神障害者の退院後支援ガイドライン」で示されている関係機関等の役割

自治体	医療機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画作成についての本人の意思確認（入院先病院と協力） ・ 退院後支援に関する計画作成 ・ 計画作成のための会議開催 ・ 支援の実施状況の確認、連絡調整 ・ 本人及び家族その他の支援者への相談支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退院後生活環境相談担当者の選任 ・ 退院後支援に関する計画に係る意見書の作成 ・ 退院後支援のニーズに関するアセスメントの実施（多職種による） ・ 自治体が開催する会議への協力 ・ 計画に基づく支援の実施
地域援助事業者	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体が開催する会議への参加（計画作成への関与） ・ 計画に基づく支援の実施 	

ひきこもり支援センター 家族学習会

家族学習会を行います

ひきこもりセンターでは、今年も「家族学習会」を行っています。

ひきこもりを主訴とした相談は、家族からの相談で支援が開始されることがほとんどです。家族として、ひきこもっている本人のために何ができるのか深く悩まれることもあろうかと思われます。そのため、当センターでは、本人の状態を客観的に捉えるための知識や対処法を学ぶ機会として計画しています。

なお、今年度第1回は24名の家族が参加され、本人の「発達障害」をテーマとしました。支援は本人にとってプラスになるかどうか大切にすることが大切であることや、本人のペースに任せることの重要性について学びました。

第1回6月25日(月) 13:30~15:30	発達障害について ～本人の生きづらさを理解する一つの視点として～ 滋賀県立精神保健福祉センター 所長 辻本 哲士
第2回7月23日(月) 13:30~15:30	就労支援について 滋賀県地域若者サポートステーション 橋本 剛 氏
第3回8月27日(月) 13:30~15:30	我が子の今後、どんなサポートがあるの？ ～制度のこと、お金のこと～ 大津市社会福祉協議会 山崎晴美氏・当センター職員
第4回12月17日(月) 13:30~15:30 ※第3月曜日	思春期・青年期に起こりやすい精神疾患 滋賀県立精神医療センター 精神科医師 大門 一司 氏
第5回1月28日(月) 13:30~15:30	暴力について 当センター職員
第6回2月25日(月) 13:30~15:30	当事者からのメッセージ ～当事者目線に立って考えてみよう～

*初めてのご参加の際は、あらかじめ下記までお申し込みください。

【お申込み・お問い合わせ】

滋賀県ひきこもり支援センター

(滋賀県立精神保健福祉センター内)

滋賀県草津市笠山八丁目4番25号

TEL 077-567-5058